

## 出席停止について

次の疾病は、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。

出席停止期間は次のとおりです。

### 出席停止期間の基準

第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日咳  麻疹 流行性耳下腺炎  風疹 水痘 咽頭結膜熱	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべてが痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

\* 医師からの登校許可がでましたら、医師の記入による「証明書」を登校時に提出してください。

\* インフルエンザにつきましては、保護者の記入による「インフルエンザに関する登校申し出書」を登校時に提出してください。